

## 栗東市職員収賄事件等再発防止委員会最終報告書記載事項の総括

最終報告書記載事項	実施済み内容
<b>職員倫理部会</b>	
(1) 人事配置・職員体制等について	
①現場における業務の複数職員による執行 日常管理業務等については、単独での業務執行も認めるが、設備の交換等の重要な判断時においては、複数での現場確認とする。	業務の適正な実施のため、現地確認や施工状況確認は2名以上の複数体制としている。
②長期同一業務従事者の人事異動の厳格化 在職期間が継続して5年を超える職員は原則として異動する。	許可等に関連する部署においては5年を超える職員は異動した。
(2) 勤務体制及びその職員管理について	
①出先現場等での勤務状況把握方法の改善 本庁から出先現場に出かける場合は、行き先と帰庁予定時間を上司等に告げることを改めて徹底するとともに、先に記述のとおり複数職員で対応し、帰庁時には口頭による報告を行った上で、書類で正式な報告を行うことを徹底する。 また、勤務時間が深夜等の場合であっても電話により業務従事前と終了時には上司に必ず報告するものとする。	日々の朝礼で、各職員の行動予定を職員全員で確認し合い、状況報告は口頭と時により書面での報告としている。また、「行動予定表」への行き先、帰庁時刻の記入を徹底している。 深夜、休日業務等については、上司に事前報告するとともに、事後報告は、電話による報告や、状況により次の日一番に報告することとしている。
②時間外勤務命令方法の改善 事前に業務執行内容や勤務時間を所属長に申し出た上で、翌日に報告することになっているが、再度周知徹底を行う。	全職員に対して倫理研修の中で総務課から再度徹底した。
(3) 職員の倫理規範意識の向上策について	
①職員の倫理研修会の実施 倫理規範意識の向上を図るため、公務員倫理の集合研修会を実施する。	平成20年度は外部講師により倫理研修を実施した。 平成21年度は総務課から倫理規程改正について周知した。
②定期的な倫理研修会の開催 人材育成基本方針の改定を行い、職員倫理に関する記述を盛り込み、定期的な研修会の開催についてルール化を図る。	平成21年1月に人材育成基本計画の改定時に職員倫理に関する記述を追加し、職場研修の継続的なテーマとした。
③栗東市職員倫理規程の改正 栗東市職員倫理規程を改正し、関係事業者との接触に関して禁止行為項目を追加し明確化する。	関係事業者との関わりについての禁止事項を細かく規定した内容に改正した。
<b>契約事務部会</b>	
(1) 入札及び契約の手法について	
①契約審査、入札方法の変更	
水道事業所の行う事業については平成21年度からは契約審査、入札を契約検査室で一括して行うこととし、栗東市水道事業会計規程を改正する。	水道事業会計規程の改正済み（平成21年4月1日より運用）
業者の指名願いの受付、登録、格付けについては今後の水道事業の緊急体制などにも影響することから、平成21年度中に案をまとめ、栗東市の格付け基準に則したのものとしてまとめる。	水道事業所の業者の指名願いの受付、登録、格付けは市の契約検査室基準に沿って改訂調整済み（平成22年度当初からの実施予定）

<p>契約審査にかからない小規模な工事等の随意契約や年間単価契約についても契約検査室の決裁を受けるものとし、その契約方法についても市の手順や規則に準じて実施する。</p>	<p>小規模な工事の随意契約についても契約検査室の決裁を通す事とした。(平成21年4月より実施)</p>
<p>②随意契約の厳格化</p>	
<p>随意契約理由が適正であるかを見極めるため、水道事業所内の決裁だけではなく、契約検査室でも内容をチェックしていく体制とする。</p>	<p>決裁は契約検査室でもチェックする体制とした。</p>
<p>随意契約の中でも「緊急のため」「特異な工事のため」を理由に1社を対象とした随意契約をすることが真に適正なのかどうか、そのチェックを厳格にする。そのため、起工伺を作成する担当監督員にとどまらず、主任監督員、統括監督員のスキルアップのための研修を実施する。</p>	<p>監督員研修を実施(平成21年2月27日)</p>
<p>特定業者との癒着を防ぐため、実施段階にあっては随意契約チェック表を作成し、係長若しくは課長補佐の職責にてこれをチェックする。</p>	<p>随意契約についてはガイドラインを定めチェックリストと理由書により検証を行っている(平成21年4月1日運用開始)</p>
<p>(2) 工事の監理方法について</p>	
<p>工事監理における日常のチェック体制を強化するため、下請け人届け、施工体制台帳が適正に記載され、提出されているか、また、特記仕様、使用材料の同等品の取扱や記載方法について適正であるかを係長若しくは課長補佐がその職責にて台帳を作成し、工事の着手前及び工事期間中に一回以上チェックをする。 管理項目のチェックリストを作成する。また、これらの監理の着実な運用をするため、平成20年度中に「栗東市工事施行適正化推進要領」を作成し、平成21年度から適用する。</p>	<p>栗東市工事施行適正化推進要領を平成20年度に作成済み。 運用面では検査時に検査員がその精度の検証を実施しているが、工事監理原課の係長・課長補佐のチェックについては今後周知・啓発を実施する。</p>
<p>(3) 工事の検査体制について</p>	
<p>平成21年1月5日から水道事業所の検査業務についても栗東市建設工事及び委託業務検査要綱又は栗東市小規模事業監督検査取扱要領に基づき検査を行う。</p>	<p>平成21年1月5日から実施している。</p>